

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

[憲法・刑法]

2025年11月8日(土)

12:30~14:30

## 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は憲法1問、刑法1問、解答用紙は憲法2枚、刑法2枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (80点)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）68条1項は、刑事施設の長は、被収容者が宗教家の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならないことを規定する（以下「本規定」という。）。なお、ここにいう「宗教家」については「民間の篤志家に限る」とあることから、当該宗教家による当該活動は、基本的に無償（ボランティア）で実施されている。

これに関して、国会議員Aは、「被収容者の信教の自由をより実質的に保障するため、法を改正し、被収容者に対して、宗教上の儀式行事や教誨活動を行う民間の宗教家に対して、国からの手当を支給するべきである。この措置を講じても、政教分離原則に違反しない。」との主張をしている。

一方、国会議員Bは、「政教分離原則の観点から、法68条の規定を削除し、刑事施設内における、民間の宗教家による宗教上の儀式行事や教誨活動を停止すべきである。この措置を講じても、被収容者の信教の自由を不当に侵害することはない。」との主張をしている。

以上のA、Bが示すそれぞれの憲法上の主張の可否について、関連する憲法条文を示しながら検討しなさい。

[参考条文]

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（抜粋）

第七節 宗教上の行為等

（一人で行う宗教上の行為）

第67条 被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

（宗教上の儀式行事及び教誨）

第68条 刑事施設の長は、被収容者が宗教家（民間の篤志家に限る。以下この項において同じ。）の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、被収容者に前項に規定する儀式行事に参加させず、又は同項に規定する教誨を受けさせないことができる。

[刑法] (80点)

以下の事例について、次の(1)から(3)に答えなさい。

[事例]

甲は遊ぶ金欲しさに知人宅での強盗を企て、遊び仲間のAと共謀の上、某日深夜、一人暮らしの知人B宅に、施錠されていない2階窓から、覆面で顔を隠して侵入した。計画通り、Aが所携のナイフ(刃渡り約18cm)でBを脅して後ろ手に縛り、甲は1階に下りて居間の手提げ金庫にあった現金200万円を上着の内ポケットに押し込んだ。甲は2階に戻ると不用意にAに声をかけてしまい、その声を聞いたBが「お前、甲だな。何てことしやがる。」と大声を上げた。甲は犯行が発覚したのでBを殺すしかないと考え、Aのナイフを奪ってBを刺そうとしたところ、Aが「人を殺すことは計画にない。やめろ。」と止めに入り、甲とAは取っ組み合いとなったが、甲は激しく反抗するAに激怒しその腹部をナイフで数回刺突し死亡させた。2人が争っている間にBは助けを求めようと窓際に移動したが、甲がナイフを手近づいてくるので、このままでは殺されると思い、逃げようとして2階の窓から飛び降りたが転倒し、頭部を路面に打ちつけ死亡した。

(1) 刑法240条後段の犯罪の成立要件である、死亡結果を惹起させた原因行為をどのように設定すべきかについて自らの見解を述べなさい。その際、異なる見解にも必ず言及しなさい(40点)

(2) 上記事例において甲はAの死亡について刑法240条後段の罪責を負うかを論じなさい。(20点)

(3) 上記事例において甲はBの死亡について刑法240条後段の罪責を負うかを論じなさい。(20点)

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

[民法]

2025年11月8日(土)

14:55～16:15

## 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は2問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (100点)

第1問 (50点)

Aは、Bとの間で、2013年7月1日、自己所有の甲土地(登記名義A)をBに贈与する旨の契約を締結し、その旨を記載した書面を作成した。Aは、ただちに甲土地をBに引き渡したが、同年7月31日、Bへの所有権移転登記を行う前に亡くなった。Cは、Aの唯一の相続人であるが、Aを相続し、同年8月20日、甲土地について相続を原因とするC名義の所有権移転登記を行った。

一方、Bは、Aから甲土地の贈与を受けた直後から現在(2025年11月1日)に至るまで、甲土地上に乙建物を建築し、そこに居住し続けている。

CはDに対して甲土地を売り、D名義の所有権移転登記も行われた。Dは、Bが甲土地の贈与を受けてそこに居住している経緯や事情を全く知らなかった。

Dは、Bに対して、甲土地の所有権に基づいて甲土地の明渡しを求めたい。この請求は認められるか、BがDに対して時効取得の反論をするとき、上記のCからDへの甲土地の売買が、①2021年5月1日であった場合と、②2024年8月1日であった場合とに分けて論じなさい。

第2問（50点）

Aは、工務店を営むBとの間で、A所有の土地にBが甲建物を報酬2000万円で建築する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

（1）Bは自ら材料を提供して甲建物を完成させたが、AはBに報酬を全く支払わないため、BもAに甲建物を引き渡していない。また、本件契約においては、建築される建物の所有権が誰にいつ帰属ないし移転するか定められていない。

Bの立場から、甲建物の所有権がBに帰属している旨を論じなさい。

（2）甲建物は必要な検査を経て完成が認められた。Aは、報酬2000万円の支払と引き換えに、Bから甲建物の引渡しを受け、甲建物の保存登記も行われた。

Aとその家族が甲建物に引っ越しをした後、大型台風（以下「本件台風」という。）が甲建物周辺を襲い、甲建物の屋根に設置されていた瓦（以下「本件瓦」という。）が剥がれ飛び、甲建物の隣家に住むCの自動車（以下「本件自動車」という。）に直撃し、本件自動車を破損させた。

本件台風による風速は、過去の台風から判断すると、工務店にとっては通常予測できる範囲内のものであった。しかし、専門家が調査したところ、一般的な基準により定められている瓦の緊結措置（固定措置）が本件瓦設置の際にとられていなかった。そのため、本件瓦が本件台風の強風によって剥がれ飛んだと考えられる。

Cは、Aに対して、本件台風時に本件瓦によって生じた本件自動車の損害につき賠償を求めることができるか。理由を付して解答しなさい。

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

[商法・民事訴訟法・刑事訴訟法]

2025年11月8日(土)

16:40~18:10

## 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、3ページです。
- 2 問題は商法1問、民事訴訟法2問、刑事訴訟法1問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法2枚、刑事訴訟法1枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[商法] (30点)

取締役会設置会社について述べた次の(1)及び(2)に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

(1) 甲株式会社の代表取締役Aが、甲社の取締役会の承認を受けることなく、甲社を代表して自己の乙株式会社に対する債務を保証した場合に、甲社が、乙社に対し、当該保証の無効を主張することができるかについて、論じなさい。

(2) 取締役が全株式を所有し、実質上当該取締役の個人経営にすぎない株式会社が、当該取締役との間で利益相反取引を行う場合に、会社法所定の取締役会の承認を必要とするかについて、論じなさい。

[民事訴訟法] (30点)

第1問 (20点)

(1) 民訴法114条1項は、「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。」とする。なぜ、確定判決の既判力は、主文に包含するものに限られ、判決理由中の判断には認められないとされるのか。既判力の意義及び「主文に包含するもの」の意義を述べつつ、説明しなさい。(なお、解答に際しては、本案判決を念頭に置くこと。)

(2) 民訴法114条2項は、同条1項の例外として、「相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する。」とする。このような例外が設けられた趣旨について説明しなさい。

第2問 (10点)

貸金返還請求訴訟において貸金契約(金銭消費貸借契約)の存否が争いとなり、証拠調べがなされたが、証拠調べによっても貸金契約の存否ははっきりしなかった。この場合において裁判所はどのような判決をするべきか、論じなさい。

[刑事訴訟法] (30点)

弁護士及び一般私人は、身体拘束されている被告人との間で、それぞれ面談や書類・物の授受を行うことができるが、それらが認められる法的根拠を指摘した上で、両者の異同について述べなさい。

弁護士が身体拘束されている被疑者との初回接見を申し入れたことに対し、担当検察官が、直近で当該被疑者の取調べ予定であることを理由に接見指定をすることができるかについて、接見指定に関する判例を踏まえて述べなさい。